

市民憲章推進協議会 総会を開催



みどりのギャラリー

専門部会の事業

6月1日、福祉会館で市民憲章推進協議会平成17年度総会が開催されました。今年度も「憲章で広げよう心のまちづくり」を統一スローガンに、多くの市民の参加と各方面での実践運動を通して、交流の輪を広げていくことになりました。

今年度は次の各事業を行います。

- ▽第14回こぼいらクリーンフェスティバルの開催(5月15日実施済)
- ▽みんなのまちをきれいにする週間(環境美化運動週間10月1日～7日)事業への参加
- ▽第30回小平市民まつりへの参加(各種奉仕活動)

農のあるまちづくり推進会議 委員を募集

市では、農業者と市民が一体となって農業・農地を活かしたまちづくりを推進していくため、小平市農のあるまちづくり推進会議を設置します。委員として、都市農業に関心のある方を、次のとおり募集します。

応募資格 市内在住の成人

募集人数 2人

内容 会議への出席および農のあるまちづくりに関する検討(年6回程度)

※報酬はありません。

任期 平成19年3月31日まで

申込み 6月24日(金)までに、「農業・農地を活かしたまちづくり」についてのわたしの考え」をテーマにした作文(8百字程度)に、

小平市まちづくり 第4回懇談

市では、市の将来像を定め、計画的なまちづくりを進めていくため、第三次長期総合計画を策定していま

とき	ところ
6月23日(木) 午後7時～9時	東部市民センター集
6月24日(金) 午後7時～9時	小川西町公民館ホ
6月25日(土) 午後2時～4時	中央公民館室

とき	対象
7月5日(火) 午前10時～11時30分	会社名の頭文字があ・か・さ行の事業者
7月7日(木) 午前10時～11時30分	会社名の頭文字がた・な・は・ま・や・ら・わ行の事業者

とき	対象
7月6日(水) 午前10時～11時30分	会社名の頭文字があ・か・さ行の事業者
7月7日(木) 午後2時～3時30分	会社名の頭文字がた・な・は・ま・や・ら・わ行の事業者

▽小鳥の来る街づくりの推進(巣箱設置・11月6日)

▽あたたかい社会専門部会

▽一声運動の実施

▽社会を明るくする運動の展開

▽諸団体など連携した憲章の推進

▽きまりのある生活専門部会

▽交通ルールを守り、きまりのある生活をしましょう運動の推進

▽きまりを守ろう運動の推進(普及啓発)

▽健康なまち専門部会

▽第24回グリーンロード一周歩こう会(4月24日実施済・参加者2百47人)

▽第30回小平多摩湖歩け会(11月23日予定)

▽第26回元旦歩け歩けのつどい(平成18年1月1日)

▽ゆたかなまち専門部会

▽ホテルの夕べ(6月11日)

▽小平景勝のPR

▽第30回小平市民まつりの後援

▽総合推進本部

▽市民憲章推進運動実践者の表彰(団体・個人)

▽市民憲章推進の啓発・普及(みどりのギャラリーで自然をテーマとした写真や絵画などを展示)

市民憲章推進運動実践者の表彰

総会では、明るく住みよい郷土を創っていくため、市民憲章運動を率先して積極的に実践・推進した功績で、次の団体・個人が表彰されました(敬称略)。

▽高齢クラブ南町弥生会

▽五十嵐良夫

▽岡田正良

▽櫻井清子

▽穴戸宏

▽吉田正敏

問合せ 小平市民憲章推進協議会(地域文化課内) ☎042(346)95332

計画策定も大詰めを迎え、市民の皆さんからご意見・ご提案をいただくため、懇談会を開催します。市の将来を考えるよい機会ですので、ぜひご参加ください。

日程 左表のとおり

※車での来場はご遠慮ください。

対象 市内在住・在勤・在学の方

問合せ 都市経営部計画調整 ☎042(346)95082

電子入札説明会

市では、電子入札ナビゲーション(東京電子自治体共同運営のホームページ上の電子入札体験版ソフト)を用いて、電子入札サービスの概要を説明します。

日程 左表のとおり

ところ 市役所6階大会議室

対象 市内に本店または支店があり、市が発注する物品・委託および工事・設計・測量などの契約を希望する事業者

※会場の都合上、参加者は1社につき1人でお願ひし

**より良い環境を
未来へ
わたしたちに
できること**

ごみの減量、省エネなどのほかにも、次のことを実践しましょう(市民版環境配慮指針「変えよう 私たちの暮らし方」から抜粋)。

◆水を大切にしよう

◆緑を増やし、生き物を保とう

◆緑は地球温暖化の原因である二酸化炭素を吸収し、また、生き物の生息する場所でもあります。

光化学スモッグにご注意を

光化学スモッグは、これから9月にかけて発生しやすくなります。

工場や自動車などから排出された大気中の窒素酸化物

問合せ 環境保全課 ☎042(346)95336

光化学スモッグ情報

市では、光化学スモッグ注意報は公共施設で掲示し、警報は防災無線でお知らせしています。

また、次のホームページなどでも情報を提供しています。

▽東京都環境局ホームページ: <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp>

化学物質を取り扱う事業者は報告を

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、年間百キログラム以上の適正管理化学物質を取り扱う事業者は、前年度の化学物質の使用量、製造量、製品としての出荷量などの把握と報告が義務付けられています。

条例により、性状および使用状況から特に適正な管理が必要とされる、六価クロムやトリクロロエチレンなどの58物質が適正管理化学物質として規定されています。

問合せ 環境保全課 ☎042(346)95336

報告が必要な代表的な業種と適正管理化学物質

▽カソリンスタンド: キソリン、トルエン、ベンゼン

▽ドライクリーニング: キソリン、テトラクロロエチレン

▽印刷: アセトン、キシレン、ジクロロメタン、トルエン、ヘキサンなど

▽塗装: キソリン、六価クロム化合物、トルエン、ニッケル化合物

▽めっき: 塩酸、カドミウム、六価クロム化合物、ジクロロメタンなど

※前記以外でも適正管理化学物質を年間百キログラム以上取り扱う事業者は、報告が義務付けられていますので、問い合わせください。

※従業員数21人以上の事業所は、化学物質管理方法書の提出も義務付けられています。

届出時期 毎年度4月～6月末日

※届出用紙は、問合せ先で配布しています。

問合せ 環境保全課 ☎042(346)95336

花小金井駅北口周辺の環境浄化を強化します

花小金井駅北口周辺の都市基盤整備が進むにつれ、放置自転車や違法看板が増加し、歩行者の安全やまちの美観が損なわれつつあります。

市では、警察署や商店街・大型店舗、自治会の皆さんの協力を得て、花小金井駅北口周辺の環境浄化を強化することになりました。

歩道や車道における次の行為などは禁止されています。

▽自転車・バイクなどを放置すること

▽のぼり旗や看板類を出したり、路上にはみ出ししたりすること

▽商品の陳列やダンボール箱などを置くこと

▽自転車などは自転車駐車場へ、のぼり旗、看板類や商品の陳列などは各自の敷地内に設置してください。違法行為は撤去などの取締りを行います。

皆さんのご協力で住みよい環境をつくりましょう。

実施日 6月11日(土)・12日(日) 雨天中止

問合せ 交通対策課 ☎042(346)95449

学童クラブ

臨時職員募集

◆平日勤務

勤務期間 市が別に指定する日

勤務時間 原則として午後1時～6時

募集人数 5人程度

◆夏休み勤務

勤務期間 7月21日(木)～8月31日(水)

※原則として土曜・日曜日を除く。

勤務時間 ①午前8時30分～午後1時30分

②午後1時～6時

③午後4時～6時

募集人数 ①～③いずれも25人程度

共通

職務内容 市立小学校に併設している学童クラブでの小学校低学年児童の保育(生を除く)の健康な方で、障害児などに理解のある方を採用するには、後日、事前説明会を行います。

賃金 時給8百90円

申込み 履歴書(写真をはったもの)を問合せ先へ本人が持参

問合せ 児童課 ☎042(346)95433

電子入札ナビゲーション

市では、電子入札ナビゲーション(東京電子自治体共同運営のホームページ上の電子入札体験版ソフト)を用いて、電子入札サービスの概要を説明します。

日程 左表のとおり

ところ 市役所6階大会議室

対象 市内に本店または支店があり、市が発注する物品・委託および工事・設計・測量などの契約を希望する事業者

※会場の都合上、参加者は1社につき1人でお願ひし

**より良い環境を
未来へ
わたしたちに
できること**

ごみの減量、省エネなどのほかにも、次のことを実践しましょう(市民版環境配慮指針「変えよう 私たちの暮らし方」から抜粋)。

◆水を大切にしよう

◆緑を増やし、生き物を保とう

◆緑は地球温暖化の原因である二酸化炭素を吸収し、また、生き物の生息する場所でもあります。